

特定非営利活動法人カラフル  
日中一時支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人カラフル（以下「事業者」という）が行う日中一時支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業者の従業者が、支給決定を受けた障害者（児）（以下「利用者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業者が実施する事業は、利用者の日中における活動の場を確保並びに利用者の家族の一時的な休息を目的とする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一 名称 カラフル

二 所在地 群馬県渋川市北橘町下箱田 626-28

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元化する。

二 サービス管理責任者 1名(常勤)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

三 生活支援員 2名以上 但し、人員配置基準を満たす数以上。

生活支援員は、利用者からの相談に応じ、それに基づいてサービスの提供と具体的な支援を行う。

四 職業指導員 2名以上。但し、人員配置基準を満たす数以上。

職業指導員は、個別支援計画に基づき、作業の指導や相談支援などの適切な就労継続支援の提供を行う。

五 その他、目標工賃達成指導員などの職員を必要に応じて配する場合がある。

(事業の種類)

第5条 事業者は、併設事業所として日中一時支援事業を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業者は、サービス提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 一 知的障害者（児）
- 二 精神障害者

（事業の定員）

第7条 事業の定員は3人とする。

（サービスの提供）

第8条 事業者は、事業の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業者の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 事業を提供した際は、利用者または家族・後見人等から市町村長が定める負担額上限月額額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から市町村が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 送迎に関する費用（市町村が定める場合を除く） 実費
- 二 食費（仕出し弁当代） 実費
- 三 日用品費 実費
- 四 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

4 事業者は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を払った利用者または家族・後見人等に対し交付しなければならない。

5 事業者は、前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者または家族・後見人等に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者または家族・後見人等の同意を得なければならない。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 故意又は重過失により、事業所設備等を損壊又は紛失した時は、これを修繕又は賠償しなければならない。
- 二 飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為、他の利用者に迷惑を及ぼす言動、公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- 三 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時における対応）

第11条 事業者の従業者は、事業の提供中に利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の適切な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、消火設備その他の非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知する。

2 事業者は、非常災害に備えて、定期的に避難等の必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第13条 提供したサービスに関する利用者及び家族・後見人等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより、群馬県知事又は市町村長が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または質問もしくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して群馬県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、群馬県知事又は市町村長から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 苦情解決体制の整備
- 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(事故発生の防止及び対応)

第19条 事業所は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 事故が発生した場合の対応、事故が発生又はその再防止等に関する指針を定める。
- 二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が従業者に周知される体制を整備する。
- 三 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び従業者に対して研修を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - 二 継続研修 年1回以上
- 2 事業者の従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得るものとする。

- 5 事業者は、利用者に関するサービス、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 6 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該記録を当該事業を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 7 事業者の代表者、管理者及び職員は、暴力団員等と関係を有することなく、又、事業の運営について暴力団等の支配を受けない。
- 8 事業者は、その運営状況について評価を行い、その結果を公表するよう努める。
- 9 この規定に定める事項のほか、事業者の運営に関する重要事項は、法人と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。